

平成29年第5回平群町議会

定例会会議録（第4号）

招 集 年 月 日	平成29年12月15日
招 集 の 場 所	平群町議会議場
開 会 （ 開 議 ）	12月15日午後2時2分宣告（第4日）
出 席 議 員	<p>1 番 山 本 隆 史 2 番 城 内 敏 之 3 番 井 戸 太 郎 4 番 森 田 勝 5 番 稲 月 敏 子 6 番 植 田 い ず み 7 番 山 口 昌 亮 8 番 山 田 仁 樹 9 番 高 幣 幸 生 1 0 番 窪 和 子 1 1 番 下 中 一 郎 1 2 番 馬 本 隆 夫</p>
欠 席 議 員	な し
<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<p>町 長 岩 崎 万 勉 副 町 長 中 島 伊 三 郎 教 育 長 岡 弘 明 会 計 管 理 者 橋 本 雅 至 政 策 推 進 課 長 大 浦 孝 夫 総 務 防 災 課 長 瓜 生 浩 章 税 務 課 長 山 口 繁 雄 住 民 生 活 課 長 中 村 九 啓 健 康 保 険 課 長 辰 巳 育 弘 福 祉 課 長 今 田 良 弘 観 光 産 業 課 長 西 岡 勝 三 都 市 建 設 課 長 寺 口 嘉 彦 教 育 委 員 会 総 務 課 長 松 村 嘉 容 上 下 水 道 課 長 島 野 千 洋 総 務 防 災 課 主 幹 川 西 貴 通</p>
<p>本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名</p>	<p>議 会 事 務 局 長 上 田 昌 弘 主 幹 高 橋 恭 世 書 記 和 田 里 絵</p>
<p>町 長 提 出 議 案 の 題 目</p>	第1号に同じ
<p>議 員 提 出 議 案 の 題 目</p>	<p>発議第9号 核兵器禁止条約に速やかに署名し批准を求め る意見書（案）</p>
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成 29 年 第 5 回 (1 2 月)
平群町議会定例会議事日程 (第 4 号)

平成 29 年 1 2 月 1 5 日 (金)
午後 2 時開議

- | | | |
|-------|-----------|---------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 4 0 号 | 平群町犯罪被害者等支援条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第 4 1 号 | 平群町下水道事業の設置等に関する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 4 2 号 | 平群町特別会計設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 4 | 発議第 9 号 | 核兵器禁止条約に速やかに署名し批准を求める意見書
(案) |
| 日程第 5 | | 委員会の閉会中の継続調査の件 |

再 開 （午後 2 時 0 2 分）

○議 長

皆さん、こんにちは。

本会議初日、固定資産評価審査委員会委員に選任同意をいただきました宮前吉男様が御挨拶に参っておられますので、御挨拶をお受けしたいと思います。よろしく願いをいたします。

○固定資産評価審査委員会委員（宮前吉男）

こんにちは。固定資産評価審査委員会委員の宮前吉男でございます。このたび、継続して議会の就任の同意を得ましたので、ここに御挨拶させていただきます。

審査に当たりましては、この時代、毎日毎日が進化する時代でございますが、法令遵守に基づきまして、公平公正に取り扱いをしていきたいということで、今後ともよろしく皆様の御協力をお願いいたします。

きょうはありがとうございました。（拍手）

そしたら、失礼します。

○議 長

御苦労さまでした。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、平成29年平群町議会第5回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりであります。日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 議案第40号 平群町犯罪被害者等支援条例の制定について

日程第2 議案第41号 平群町下水道事業の設置等に関する条例の制定について

日程第3 議案第42号 平群町特別会計設置条例の一部を改正する条例について

以上3件については、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

本案3件については、総務建設委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。総務建設委員会委員長。

○総務建設委員長（窪 和子）

総務建設委員会委員長報告をさせていただきます。

去る12月5日、平群町議会第5回定例会本会議において総務建設委員会に付託を受けた議案第40号 平群町犯罪被害者等支援条例の制定について、議案第41号 平群町下水道事業の設置等に関する条例の制定について、議案第42号 平群町特別会計設置条例の一部を改正する条例についての3件を、12月6日に当委員会を開催して審査いたしました。その審査内容と審査結果を御報告いたします。

議案第40号 平群町犯罪被害者等支援条例の制定について

この条例は、犯罪被害者等基本法に基づき、本町における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、町及び町民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図り、犯罪被害者等が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するため制定するものです。

主な質疑では、被害に遭われた方への見舞金のスムーズな支給についてただされ、遺族見舞金の対象になる方は、亡くなられたときに平群町に住所を有されていたことが前提であり、また、傷害見舞金についても傷害を受けた後も引き続き平群町に住所を有されている方が基本となるが、例えば性犯罪に遭い、町内に住めないことも想定し、仮に犯罪を受けた後に他自治体に引っ越された場合に関しては、町長が特別に認めた場合ということで、考慮する規則になっている。さらに、全治1カ月以上の加療かつ3日以上入院という診断書が必要で、精神的な疾病の場合は、3日以上入院ではなく3日以上労務に服することができない場合も認められる。また、最終的に犯人が不明な場合でも、犯罪被害を受けたことが判断できれば支給されるべきと考えているが、家族間での犯罪については支給がされず、そのことが後に判明した場合は、見舞金等の回収も考えているとの答弁がありました。

また、見舞金の支給については個人申請が前提であるが、今後、西和警察署から被害情報等が報告されるのかただされ、あくまでも申請主義のため、広報やパンフレット概要版を配布し啓発、周知したい。個人情報上の壁があるが、今後、警察とも連携協定を結ぶ予定にしているとの答弁がありました。

相談窓口の対応についてただされ、相談窓口は総務防災課が対応し、担当者の専門的知識の習得のため研修等も予定しているが、あくまでも、被害者がどこの自治体の方であっても苦しんでいることを理解し、心のケアをすることが責務であり、窓口で相談に来られた際は、警察や公益社団法人奈良犯罪被害者支援センターにつなぐことが業務の中心になっていくとの答弁がありました。

犯罪被害者を全体で守っていくために条例が制定されるが、被害に遭われて

今住んでいるところで住みづらいことも想定される場合の居住の安定に対する町の対応についてただされ、例えば自宅で犯罪が起こった場合は、家が捜査対象になり住めないという事実もあることから、町営住宅のあきがあれば優先的に入居していただき、もしあきがない場合は、奈良県の条例の中にも県営住宅への入居ということも明記されており、県とも連携しながら、町は仲介役で対応していくとの答弁がありました。

また、住居の安定を図ることは町の責務と考えているのかただされ、条例に必要な施策を講ずるものと明記しており、当然、平群町の責務として居住の安定に努めていかないといけないと思っており、平群町だけではなかなか賄えない部分もあるため、今、事務者レベルで協議しているので、7町の会議でも提案していきたいとの答弁がありました。

資金の貸し付けが条例化されている自治体もあるが、平群町はなぜ資金の貸し付けについて条例化されなかったのかただされ、7町の中でも議論したが、資金の貸し付けについては、基本的には国が経済的な援助をやるべきであり、さらに被害者への回収も大変であるとの意見も出された。現在、貸し付け事業は、県下で天理市、大和郡山市が条例化されているが、29年4月1日現在、1,721の市区町村中、410自治体が条例制定される中、貸付制度をしているのは10団体であるとの答弁がありました。

審査の結果、本案は全員異議なく原案どおり可決することに決定しました。

続いて、議案第41号 平群町下水道事業の設置等に関する条例の制定について、議案第42号 平群町特別会計設置条例の一部を改正する条例については、会議規則第37条の規定により一括議題として審査を行いました。

議案第41号は、下水道事業の経営基盤強化において、長期的に安定した経営を維持していくために、経営の健全性や計画性・透明性の向上を図り、経営成績や財政状況の明確化、弾力的な企業経営のため、地方公営企業法の適用を行うものであり、地方公営企業法第4条の規定に基づき制定するものであります。

議案第42号は、下水道事業の地方公営企業法の財務規定の適用に伴い、平群町下水道事業特別会計に関する規定を削るため、本条例の一部を改正するものであります。

一括質疑では、公営企業化の取り組みについては、国が平成26年度から31年度までの間を強化月間と定め、できる限り取り組むよう通知が来ているが、国からの財政的な支援はあるのかただされ、集中取り組み期間に限り財政支援があり、公営企業移行債として、公営企業に移行するためのソフト面の費用に対して100%充当の起債が借りることができる。起債については10年償還

で、毎年の償還額に対して49%の交付税算入があるとの答弁がありました。

公営企業化による経費の見込額についてただされ、平成26年度から公営企業化、財務規定の適用に対して、日本下水道事業団に三郷町と斑鳩町と平群町の3町で作業を委託しており、平群町分として1,232万8,370円の契約額であり、公営企業移行準備債の借入額は1,210万円で、残りは一般財源で22万8,370円となっている。借入利率は0.16%で10年償還の2年据え置きとなっている。これ以外に財務会計のシステムの委託料が発生しており、公営企業会計システムの初期導入の業務として194万4,000円、平成29年8月1日から平成34年7月31日までの債務負担行為で、システムの保守管理業務が月額2万2,410円、パソコン等のリースについては月額6万9,913円となっており、起債に充当していないため単独費ということで計上しているとの答弁がありました。

公営企業化による事務量と人事配置についてただされ、業務量としてはふえると思うが、人員配置については人をふやす予定はない。下水道事業特別会計を特別会計から外すため、現金の出し入れが、現在は会計管理者が行っているが、今後は水道事業と同じように、上下水道課長が現金の出し入れをする業務がふえるが、余り心配ないとの答弁がありました。

公営企業化にするメリットについてただされ、これまでの積み上げてきた資産の現在価値をはっきりさせ、今後減価償却していく金額が数値化されていく。基本的には平群町の下水道事業の経理状況が、財務諸表を見ながら、今後の将来的な資産状況も含めて明らかになり、他の団体と比べて経営状況がどうなのかという一つの比較する材料になる。また、歳入のあり方としての適正な使用料の単価についても考える材料が出てくるというメリットが考えられるとの答弁がありました。

公営企業とは独立採算性が基本で、国は、70%、80%の普及率になれば完全なる全部適用の公営企業化にとの指導があるようだが、平群町の普及率は約52%であるため、今は一部適用となるが、今後、全部適用をどのように考えているのかただされ、全部適用と一部適用の考え方があるが、水道事業は強制的に公営企業となり、下水道事業は自治体の考え方で公営企業化するかは任意適用であるが、総務省からの通知等で、31年度までに基本的には公営企業化への取り組み強化を求められている。仮に普及率が100%になっても一部適用のままでもいいが、町の事業規模からすると、普及率が90%ぐらい超えないと、余り全部適用する意味も出てこないのかなと考えている。平群町の人口密度から見ると、仮に普及率が90%を超えたとしても、当面は起債の償還が終わらないため独立採算というところまでは行かない。公営企業は利用者が

経営の経費を賄うということでは、確かに下水道事業の計画区域、あるいは普及区域の中の利用者が最終的には経営していく経費を全て賄う必要がある。今の段階では、一般会計から1億数千万円の繰り入れがあり、繰り入れ分を利用者の使用料で全て賄うことは不可能であり、不足分については一般会計からの繰り入れが必要になってくる。普及率の問題もあり、当面は一部適用、財務規定だけの適用と考えているとの答弁がありました。

経営の合理化と計画区域の兼ね合いについてただされ、経営の合理化には限界があり、投資を縮小することが最も効果がある。平群町地域特性として、人口密度の高い地域は公共下水を整備することは経営効率がいいが、人口密度の低い地域については公共下水で整備していくのは効率が悪くなる。今後、下水道事業計画については十分考えていかなければならない。ただ、公共下水道事業で汚水処理をしない地域であっても、他の事業で汚水処理をする方法として個別の合併浄化槽の事業があり、代替事業として十分考えられるので、そこも含めて、今後の経営については十分検討していきたいとの答弁がありました。

以上が主な質疑の内容であります。

議案第41号 平群町下水道事業の設置等に関する条例の制定について、審査の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決定しました。

議案第42号 平群町特別会計設置条例の一部を改正する条例について、審査の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決定しました。

以上が当委員会に付託を受けました審査の結果であります。

よって、総務建設委員会委員長報告といたします。

平成29年12月15日

総務建設委員会

委員長 窪 和 子

○議長

ありがとうございました。

それでは、順次、質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第40号 平群町犯罪被害者等支援条例の制定についての委員長報告に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第40号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

続きまして、議案第41号 平群町下水道事業の設置等に関する条例の制定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第41号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

続きまして、議案第42号 平群町特別会計設置条例の一部を改正する条例

についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第42号について採決を行います。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告どおり決
することによりたいと思っておりますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。
続きまして

日程第4 発議第9号 核兵器禁止条約に速やかに署名し批准を求める意見
書（案）

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

発議第9号

核兵器禁止条約に速やかに署名し批准を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定によ
り提出する。

平成29年12月15日

提出者 稲月敏子

賛成者 植田いづみ

賛成者 山口昌亮

核兵器禁止条約に速やかに署名し批准を求める意見書（案）

核兵器禁止条約について交渉する国連会議は本年7月7日、国連加盟国の3分の2に当たる122カ国の賛成で核兵器禁止条約を採択し、核兵器のない世界への歴史的一歩を踏み出した。しかし、唯一の戦争被爆国である日本政府は核保有国と歩調を合わせこの会議に参加しなかった。

核兵器禁止条約は、その前文で核兵器の非人道性を厳しく告発し、国連憲章、国際法、国際人道法に照らしてその違法性を明確に述べている。さらに「核兵器使用の被害者（ヒバクシャ）及び核実験の被害者にもたらされた容認しがたい苦難と損害に留意し」と広島と長崎の被爆者に言及し、核兵器廃絶の必要性を明確にした。

本年9月20日から核兵器禁止条約への署名が国連本部で始まり、初日だけで50カ国が署名し、50カ国以上による批准の90日後に条約が発効する予定である。

核兵器により唯一国民が被爆した国の政府として速やかに署名し、国会での批准を経て核兵器禁止条約に正式に参加することを強く求める。

よって国においては次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 政府は速やかに核兵器禁止条約に署名すること。
- 2 衆議院、参議院の両院で速やかに核兵器禁止条約を批准すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

○議長

提出者の趣旨説明を求めます。稲月君。

○5番

それでは、核兵器禁止条約に速やかに署名し批准を求める意見書（案）提出に対する提案理由を述べさせていただきます。

核兵器禁止条約は、核兵器を使うことも、開発をすることも、保有することも、そして、これをもって威嚇をする、こういうことも全て違法だというふうに明記をしております。我が国、日本は、広島、長崎への二度の原爆投下による、言葉では言い尽くすことのできない地獄を経験をいたしました。身体にも精神にも破滅的な打撃を経験をされた被爆者は、核兵器のない世界を望み、そして願い、全世界に向けて核廃絶を実現させるために粘り強く訴え、そして運動を続けてこられました。70年間のこの長い年月の末、やっとことしの7月7日に国連においてその重い扉は開かれ、画期的な出来事、核兵器禁止条約の採択ということが現実となりました。

しかし、唯一戦争被爆国である我が日本政府は、アメリカの核の傘のもとにいることを理由に、会議にすら出席をせず、その後始まりました署名もしておりません。唯一被爆国である日本が署名をなぜしないのか、こういう非難、国内はもとより、世界中から大きく浴びております。

そして、12月の10日に核兵器禁止条約採択に当たって尽力をしたICAN、核兵器禁止条約国際キャンペーンにノーベル平和賞が贈られました。授賞式では、被爆者のサーロー節子さんは、「核兵器は必要悪ではなく絶対悪だ」と述べられ、また、「条約採択を核兵器の終わりの始まりにしよう」という訴えをされました。また、ICANのベアトリス・フィン事務局長は、「核兵器が使われる危険は冷戦終結時代より大きくなっている」と指摘をされ、「迫りくる人類滅亡に我々の生存を人質にとられない自由を私たちに取り戻さなければならぬ」と、核抑止力論の克服、また核廃絶を訴えられました。そして、核の傘のもとにある国に対して、「あなたたちは自国の消滅とみずからの名で他国を破壊することの共犯者となるのか」と問いかけ、全ての国に条約参加を求められました。ICANの受賞は、核兵器禁止条約の流れこそが世界の大勢であることを示しております。そして、世界の人々に大きな勇気を与え、悪魔の兵器、核兵器を廃絶させていくための大きな一歩を切り開いたのではなかったのでしょうか。

一方、日本政府は、ゴールは共有と言いながらも、アプローチが異なると、条約への署名を拒否をしております。しかし、今、日本政府がやるべきことは、戦争による二度の被爆を体験した世界で唯一の国として、広島、長崎で亡くなられた方たちと、今なお苦しみ続けている多くの被爆者たちの願い、核兵器のない世界をと、核保有国に核兵器廃絶への決断と行動を訴えることです。そして、核兵器禁止条約に署名をし、批准をすべきです。

平群町議会としては、9月の定例議会において、核兵器廃絶決議を全員一致で上げました。また、核兵器禁止条約を求める被爆者国際署名には、岩崎町長様を初め、多くの職員の皆さん、また山田町議会議長を初めとした多くの仲間の議員の皆さんも署名をしてくださいました。奈良県下でも、既に9月議会と同様の意見書が、三郷町や王寺町、広陵町、こういった近辺の町で上がり、政府各機関に既に送付をされております。このような状況のもとで、平群町議会としても、ぜひとも本意見書を採択をし、政府に提出をしていけたらという考えで提案をさせていただきます。慎重なる御審議をいただき、多くの議員の皆さんの御賛同をいただきますよう、切にお願いをいたします。

以上です。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。高幣君。

○9 番

どうも御苦労さまです。本意見書について、私の意見を述べさせていただきます。賛成という立場で申し上げます。

私は、過日の国連会議で、核兵器のない世界への前進を求める歴史的な動きであったと確信いたしております。世界の対話が進んでいるとの認識を十分させていただき、広島、長崎と、被害国の立場である日本としては、核兵器のない世界づくりであり、前向きに動くことに賛成であります。今後も世界の地域の平和と安全を考え、核兵器のない世界づくりに向けての課題であり、今後の世界の動きに対して高く評価させていただきます。

あらゆる取り組みに対して、これからの世界の、そしてまた日本の平和づくりを願い、また、核保有国と非保有国の対話が不可欠であり、核兵器のない世界を求め、さらなる世界各国の対話を求め、賛成とさせていただきます。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより発議第9号について採決を行います。

本案については原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり関係行政庁へ送付することに決定いたしました。

続きまして

日程第5 委員会の閉会中の継続調査の件
を議題といたします。

議会運営委員会委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りいたしました閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会に付議された事件については全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

町長、閉会に当たり御挨拶をお願いいたします。はい、岩崎町長。

○町長

議員各位におかれましては、大変お疲れさまでございました。12月議会閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

12月5日より本日まで11日間の会期におきまして、災害復旧や道路整備事業、人事院勧告による人件費などの平成29年度補正予算を初め、上程させていただきました議案につきましてははいずれも慎重審議いただき、議決、承認、同意を賜り、まことにありがとうございました。

特に10月に策定いたしました第2次財政健全化計画に関連して、住民の皆様にも一部御負担をいただく条例改正につきましても議決いただきましたが、現在、それぞれの課において作業を行っております平成30年度予算編成に反映させてまいりたいと考えております。

今議会は、第2次財政健全化計画を発表させていただいて最初の議会でしたので、特に大きな財政出動となります文化センター・図書館建設についての御質問や御心配をいただいたところでございます。しかしながら、振り返ってみますれば、文化センター・図書館建設への町民の皆様の期待は大きく、その必要性や建設手法、建設場所、財源等につきましては、議会はもちろん、住民の皆様にも以前から繰り返し説明申し上げ、御理解と御協力をお願いしてまいったところでございます。もとより、文化センター・図書館建設の実現に

は大きな困難を伴うものですが、議会での議論の中でも申し上げましたとおり、平群駅周辺整備事業との相乗効果も期待でき、有利な補助金制度を活用できるこの機会に、「水と緑と文化の町・へぐり」の基盤整備により、夢と希望に満ちた町の実現に向けまして、全力で取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

また、現在取り組んでいます子育て支援策や定住促進策についても御議論いただきました。本町の出生数、出生率につきましては、議員からの御指摘のとおり、深刻な問題として受けとめております。しかし一方では、ここ数年、連続して子育て世帯の転入が転出を上回るという現象もございまして、このことは、本町の子育て施策や定住促進策、教育環境の向上に向けたハード、ソフト両面の施策が一定程度の成果となってあらわれていると評価できるのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、今後、第2次財政健全化計画の完遂はもとより、平群駅周辺整備事業の完成、同時に文化センター・図書館を完成させることによりまして、平群町の将来像であります高齢者から子どもまでが安心して暮らせる「緑豊かで心豊かな 子どもの歓声が聞こえるまち」に大きく前進できるものと確信し、全職員一丸となって取り組んでまいり所存でございます。議員各位のより一層の御理解と御協力を切にお願い申し上げる次第でございます。

ことしも余すところ2週間足らずとなりました。この1年間の議員各位の御協力に感謝を申し上げ、同時に、来る平成30年が皆様にとりまして、また平群町の全ての皆様にとりまして輝かしい1年となりますよう祈念申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長

これをもって平成29年平群町議会第5回定例会を閉会いたします。

(ブー)

閉 会 (午後 2時35分)